

第3回千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会 結果概要

1 日 時 令和4年1月14日（金）午前10時00分～午前11時00分

2 場 所 三井ガーデンホテル千葉 4階「白鳳」

3 出席委員 ※五十音順

伊東委員、大川委員、大橋委員、今野委員、澤田委員、堤委員

4 議事概要

（1）第2回会議における有識者からの意見に対する事務局の対応について

（2）（仮称）千葉県犯罪被害者等支援推進計画（案）について

資料1～3について事務局から説明し、その後各委員から意見をいただいた。

○大橋座長 ただいまの事務局の説明を踏まえまして、まずは委員の一人ずつから御意見をお伺いできればと思います。

それでは、まずは伊東委員からお願いいたします。

○伊東委員 全般的に充実した計画にしたいとの思いはございましたが、特に盛り込んでいただきたいこととして、前回の懇談会では、法律相談費用の助成と見舞金の支給について意見を述べました。これらを計画（案）に反映していただき大変感謝しております。

第1回の懇談会で弁護士の立場から、「千葉県弁護士会」という単語を計画に入れて、弁護士が関わる部分を強化してほしいと伝えましたが、この間、議論していく中で、反映されたことについて大変喜ばしく思っています。

そのため、計画全般については、現時点では賛成で、今後この計画をどう実施していくのかについて、今緊張感をまた新たにしているところです。

以上です。

○大川委員 計画（案）を拝見しますと、大変充実しており、感謝しております。

前回の懇談会では、性犯罪・性暴力被害者を支援する立場から幾つか意見を述べました。特に強調したのは支援体制についてであり、切れ目のない支援を

行うのは実際にはなかなか難しいのですが、犯罪被害者支援コーディネーターの役割強化や増員の検討という形で計画（案）に反映されたものと受け止めています。

コーディネーターは、ただ関係機関を紹介するだけでなく、関係機関間を回り、犯罪被害者等に同行する等して、なるべくワンストップに近い支援が実現されればと思いますし、コーディネーターにどのような専門性を持たせるかが重要で、期待しているところです。

それから、前回の懇談会において、外国人やLGBTが非常に社会的に脆弱な立場に置かれ、被害に遭うとなおさら脆弱な立場に置かれることから、彼らへの支援を強調していただきたいと申しました。この点、外国人という言葉が計画（案）の中にいくつも見られたのは良かったと思います。

次に、計画（案）は基本的に条例の考え方に即しており、犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじると書かれており、これはとても大事なことだと思います。

伊東委員に確認したいのですが、個人の尊厳というのは、人権とは異なるのでしょうか。

○伊東委員 人権という言葉は多義的だと思いますが、法律で人権という場合、個人と公権力の関係に限定する考えが原則としてはあるので、尊厳を用いるほうが、対公権力に限らず、より広く色々な関係における権利などを言い表すこととなり、分かりやすいと思います。

○大川委員 御説明どうもありがとうございます。

つまり、個人の尊厳は人権を含むものと考えて良いかと思いますが、個人の尊厳が計画（案）の基調にあることがとても大事です。私が外国人を例にとっ
てお願いしたのは、社会的に非常に脆弱な立場に置かれた方が、性暴力の
ことで支援を受けようと相談に行ったところ入管施設に収容され、その後亡く
なったという出来事が念頭にあります。その人の人権、尊厳を守るような支援
になっていないと思われるわけです。

ですから、人権を尊重しない支援とならないよう、人権を強調した文言を計画（案）に書き加えることができれば、お願いしたいと思います。

それから、計画（案）16ページの「外部機関との連携体制」について、弁護士会にとどまらず、警察や検察庁を含めた、より大きな枠組みでの連携体制に

についての施策も入れてもらえればと考えます。

最後に、民間支援団体の支援員に対する受傷対策について、具体的に何をしてくださるのか、伺えればと思います。

○今野委員 主に性犯罪被害者の心理的な支援を行っている立場から、今後の期待を含めてお話しします。

前回の懇談会でも申しましたが、PTSDに対する治療は、被害者の方がPTSDになることが多い中で、必要なことだと思っております。

資料1に記載されているPTSDに対する治療について、「（保険診療）」が付されていますが、現在、保険診療でPTSDの治療を行っている医療機関は非常に少ないと思います。保険診療では、病院側が必要な経費を賄えず、また医師又は医師の指示の下で看護師と、限定された人が行うことになっているためです。ですから、医療機関に限らず、PTSDに対する治療を行っている機関との連携にも取り組んでいただくと良いと思います。

以前、PTSDに対する治療に高額な費用がかかることはお伝えしました。東京都における助成制度については直接確認されると良いと思いますが、他の道府県についても確認いただいて、助成が治療費数回で終わる程度の金額ではなく、治療が全て行えるような金額設定にしていただければと思います。また、PTSDを治療できる機関を探し連携を図ることが、被害者の方にとって大変有益ではないかと思います。

○澤田委員 計画（案）には委員の意見も取り入れられており、取りまとめが大変だったと思います。被害者遺族としては、支援は迅速さがとても大切だと思います。さらに、県警、市町村、民間支援団体等との連携は今以上に強化していったほしいと思っております。

刑法犯認知件数は年々減少していますが、犯罪被害に係る相談件数は増加しており、人々の不安が相談件数にも表れているものと思います。犯罪被害者等に対する支援の充実をこれまで以上にお願いしたいと思いますし、対応の迅速性についてもよろしくお願いいたします。

それから、犯罪被害者支援コーディネーターの増員の検討が盛り込まれて良かったと思います。コーディネーターの役割は大変重要であり、犯罪被害者にとってありがたいことです。代理受傷の防止についても、大事なことだと思い

ます。

さらに、市町村の窓口対応職員の方を対象とした研修会が開催されていますが、それだけで終わらずに、研修会での情報が、各市町村の中で展開されていくよう県からも働きかけをお願いいたします。

計画期間の5年に渡って、どれほど実際に運用されるか、毎年、各市町村に問いかけていくことも大事かと思います。もちろん、一番大事なのは、被害者が出ないことですが、このようにしっかりした施策ができることによって安心感もあるので、これからも更なる充実をお願いします。

○堤委員 計画（案）では、重点施策として見舞金制度の創設や無料法律相談の実施が検討されるとのことであり、これらの施策は県内居住の犯罪被害者とその家族であれば、市町村間を問わず支援を受けられるとの御説明をいただきまして、市町村関係の業務に携わる立場として非常にうれしく、感謝を申し上げる次第でございます。

次に、澤田委員からお話がありましたが、市町村に対する情報提供等の支援の充実についてですけれども、これを重点的な取組としていただき、とても心強い思いでございます。市町村への支援は、犯罪被害者やその御家族に寄り添った支援につながるものと考えられますので、県では情報提供や人材育成等の支援のほかに、市町村における関係条例の制定等も含め、今後幅広く支援をしていただければと思ったところでございます。

最後に、広報・啓発の関係ですが、計画（案）の8ページから10ページにかけて、法令等の認知度や相談窓口の認知度、施策の認知度についてのアンケートの結果を見ると、知らないと回答した県民の方が非常に多いという結果が出ております。今までのような広報の仕方では認知度があまり上がらないのではないかと心配されるところですので、重点的な取組も記載がございますように、SNS等を活用する等、いい施策が行われるようになるわけでございますので、ぜひとも積極的に効果的な広報・啓発を進めていただきたくお願いいたします。

○大橋座長 計画（案）の取りまとめをありがとうございました。

計画（案）17ページについて、ワンストップに近い体制での支援をするとなると、今まで以上に犯罪被害者支援コーディネーターの重要度が増してくるので、コーディネーターの役割強化と増員を検討することですが、増員をし

てもやはり人によって決まってくるところがありますので、どのようにコーディネーターを養成していくのか、また、増員できた場合はその中での役割分担について、これまで以上にしっかりと考えていく必要があると感じております。

また、支援という言葉の意味について、援助とはどのように違うのかを考えたとき、援助には助ける側と助けられる側の間に、多少なりとも上下関係のニュアンスが含まれているように思います。それに対して、支援は、一緒に支え合っていく、対等に支え合っていく、あるいは、寄り添うという意味合いが強く、犯罪被害者支援というときの支援もそうである必要があります。そういう意味で、一方的な援助、関係とならないように、県民、県、民間支援団体等が犯罪被害者等と一緒に支え合っていく、対等に支え合っていくような関係性の計画となればと改めて思いました。

最後に、計画（案）17ページ等の支援体制について、将来的には、これが本当にいい体制となっているかどうかを検証する仕組みを考えていく必要があると思いました。仕組みをつくっても、実際にはうまくいかなかったり、何年かするうちにそれが緩んでしまったりすることがあると思いますので、仕組みを改善していく仕組みをこの支援体制の中に組み込むことにより、長期にわたって運営していけるようにできればと思います。

○大塚副参事（兼）くらし安全推進課防犯対策推進室長 大川委員から計画（案）16ページについてお話がございましたが、同ページの表の3つ目の枠のところに記載のありますように、弁護士会だけでなく様々な関係機関との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

その中でも、これまでの委員の皆様の御意見等を勘案して、この計画の千葉県らしさを考えて特筆すべきものとして、無料法律相談の検討などを重点の施策の中に別枠で設けさせていただいた次第でございますので、そういうものとして御理解賜ればと考えます。

事務局といたしましては、皆様からいただいた御意見を踏まえて計画案を作成いたしましたして、パブリックコメントに向け準備を進めてまいります。

また、県としての施策を推進する上で非常に重要な御意見もいただきましたので、今後、検討させていただきたく存じます。

○伊東委員 計画（案）17ページの、弁護士会に係る部分ですが、今回重点施策

として法律相談を掲げていただくところがございますので、弁護士会の下に掲載された各論の一番上に「法律相談」を挿入していただいたほうが結びつきが出るかと思いましたので、御検討いただければと思います。

実績として、最も多いのは入口である法律相談、次に多いのが被害者参加制度に係る手続ですので、記載の順番としては法律相談を一番上に置いて、その下に被害者参加制度に係る手続、その後は報道対応、最後に民事裁判手続きかと思えます。

○澤田委員 4月から成人年齢が18歳に引き下げされます。新聞で読んだところ、若い人たちの間で、社会参加をしているという意識の人が多くことに驚きましたが、それはシンポジウムに参加するとか、集会に参加するというものではなく、SNS上で意見を言うといった形での参加が多いようです。私の世代では紙媒体で何回も読んで意見を持つに至るのに対して、若い世代の場合はSNS上の情報を見て短時間に意見を表明して終わるのかもしれませんが、SNSで社会参加をしている意識があるということです、インターネット等を使った広報も重要かと改めて思います。

○大塚副参事（兼）くらし安全推進課防犯対策推進室長 御意見ありがとうございます。SNSを活用した広報啓発につきましましては、堤委員からも御意見を賜ったところでございますので、今後検討させていただきます。

○大川委員 計画（案）12ページに掲載されている重点課題・取組の「②市町村に対する情報提供等の支援の充実」について、これは大変結構なことでございますが、プライバシーの点ではかえって心配を抱く方もいらっしゃると思います。情報提供について、被害者の方から書類にサインをいただいて提供する等、具体的に説得しながら、プライバシーについて安心させてあげることが大事だと思います。

できましたら、プライバシーの尊重について、計画（案）の中で強調してもいいかと思えます。

○大塚副参事（兼）くらし安全推進課防犯対策推進室長 御指摘ありがとうございます。

被害に遭われた方が二次的被害に遭うようなことのないよう、プライバシーの尊重につきまして県内の市町村に対する研修等をしっかりと行い、損なわれ

ることのないように努めてまいりたいと思います。

○大橋座長 委員の皆様の御意見を踏まえて、事務局には、この後、最終的な策定に向けて調整をしていただければと思います。

委員の先生方には、これまで3回に渡り、懇談会の円滑な進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。